

# 川商ホール（鹿児島市民文化ホール）における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（改訂版）

令和4年11月18日  
川商ホール（鹿児島市民文化ホール）

本ガイドラインは、公益財団法人全国公立文化施設協会が国の方針を踏まえ作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（令和4年10月31日）」（業種別ガイドライン）や「本市（鹿児島市）のイベント等の取扱指針について（令和4年9月15日から適用）」等に基づき、以下のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止策を整理し、川商ホール（鹿児島市民文化ホール）の感染防止策の指針を示したものです。

## 1. 感染防止のための基本的な考え方

(1) 館の利用方針に従い、規模や特性、予定される公演等の規模や内容等を十分に踏まえ、公演主催者の皆様と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者、公演関係者、来場者への感染を防止するため、限られた資源（予算・人）を効率的に配分し、必要となる措置を効果的に講じてまいります。

### (2) 「三つの密」の回避

#### ① 密閉空間（換気状況により密閉空間になりえる）

法規等で定められた空調設備による換気のほか、外気の取入れが困難な場合の強制換気、二箇所以上の窓や扉の開放による自然換気を行う

#### ② 密集場所（多くの人々が密集する場所がある）

- ・ロビー等の広さを踏まえて、一定の間隔を空けた整列を促す
- ・入退場時に密集を回避する

#### ③ 密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場所がある）

- ・互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を避ける
- ・対面で接する窓口等では、アクリル板等の間仕切りを設置する

### (3) リスク対策

#### ① 接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が頻繁に触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を把握する。

#### ② 飛沫感染・エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク対策

館における換気状況を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、館内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性が頻発する場所等の状況を把握する。

### ③ 集客施設としてのリスク対策

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、館内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等を、公演内容やこれまでの館の来場実績等を踏まえ、把握する

## 2. 共通で求められる基本的な感染防止策

当館は、公演主催者と協力・連携し、館や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じる。また、当館は、本ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表する。

### (1) 必要回数のワクチン接種の推奨

### (2) 施設内でのマスクの着用

マスク使用時には鼻にフィットさせたしっかりとした着用を徹底し、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用する

### (3) 手指の消毒や手洗いの励行

### (4) 大声を出さないこと、咳エチケットの励行

### (5) 相互の社会的距離の確保

### (6) 常時換気の徹底（来場者を除く）

### (7) 指定された場所での感染防止策をとった飲食

### (8) 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる

・咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状

・陽性とされた者との濃厚接触がある場合

## 3. 当館が講じる具体的な感染防止策

当館は、前記の基本的な感染防止策を踏まえ、以下の個々の場面や場所等で必要となる措置も講じる。併せて、感染防止に必要な物品の調達・確保や人的体制の整備に必要な新たな費用や負担について、設置者(市)と事前に協議する。

### (1) 来館者への周知・広報

① 発熱時・咳・喉の痛み等体調不良等の方の来館控え

② 施設内でのマスク着用

③ 館内での会話の抑制、咳エチケット

④ 入館時の手指の消毒や館内での手洗いの励行

⑤ 館内での社会的距離の確保

## (2) 当館職員等の感染防止策

業務従事における必要な感染防止策を周知・徹底し、実施する

- ・職員は、日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は出勤を控え、勤務管理者に連絡する。
- ・事務所等で、空気調和設備による適切な換気を常時実施し、人的密度や換気状況により必要に応じて新たに換気扇や扇風機等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行う。

その際、人の配置・配席や風向きによる飛沫の飛散等を事前に十分考慮する。なお、自然換気については、扇風機・サーキュレーターを窓や扉に向けて用いる。また、必要に応じて二酸化炭素モニターを活用し、概ね濃度 1000ppm 以下を保つ。

- ・事務所等でも事務用品等の共用は避け、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置とするなど、従事者間の一定の距離が保てるよう従事者間の感染リスクを低減するよう努める。
- ・ワクチン接種の推奨に向けて、接種時や副反応時の職務専念義務免除など環境整備を実施する。
- ・一方、ワクチン接種を強制したり、未接種者が自らの行動抑制を過剰に図ったり、不利益を被ったりしないように配慮する。

## (3) 館内での感染防止策

### ① 接触感染防止策

- ・館内の不特定多数が触れやすい場所の徹底した消毒を少なくとも公演等の施設利用の入れ替え毎など適宜行う。
- ・館の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置しており、不足が生じないよう定期的な点検を行う。

### ② 飛沫感染防止策

- ・来館者に正しいマスク着用を促すように掲示等で周知し、未着用来館者に対しては配布、販売等や、個別に注意等を行うこと等により着用を徹底する。
- ・病気や障害によりマスクの着用等が困難な来館者への対応については、国や自治体等の対応指針等に沿って適切に対応し、差別等が生じないよう十分に配慮すること。一方で、特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、入場を拒む等の対応を検討すること。

参考 HP「マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について」  
(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14297.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14297.html)

- ・館内では、一定の距離を空けた整列を促すように掲示等で周知する。
- ・対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、換気を考慮したうえでアクリル板の間仕切りの設置を推奨する。

### ③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染防止策

- ・当館のホールにおいては、整備された空調設備により、法令に定められた十分な外気をホール内に導入する換気を実施する。
- ・館内において、空気調和設備の常時運用に加え、必要に応じて各所の窓や扉の開放等により自然換気を図る。
- ・楽屋や会議室等においては、換気の日安として二酸化炭素モニターの使用（濃度1000ppm 以下）も検討する。

### (4) その他感染防止策

- ・飲食施設は、必要に応じて入場を制限する。
- ・飲食時にマスクを外す際は、会話を控えるように館内掲示や案内等で周知する。

## 4. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

当館では、公演主催者が必要な措置を講じていただけるように事前に協議を行うとともに、公演の際には措置が実際に講じられているかを確認し、必要な措置が講じられていないと認められる場合には、十分な措置を講じるように要請する。

### (1) 公演前の対策（事前調整）

公演主催者は、館に利用申込みを行う時点、又は公演概要を検討する時点で、事前にリスク評価を踏まえ、必要とされる実施概要を館と協議すること。

- ・予定されている公演のガイドラインを踏まえた防止策について、具体的な個々の措置と館側及び公演主催者側の役割分担を調整すること。
- ・仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定すること。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定とすること。
- ・会議室や練習室等で大声での発声が伴わない利用については、会場の常時換気等、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、定員までの利用とすること。一方で、条件が担保されない場合は定員を制限すること。なお、定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けること。
- ・公演を中止せざるを得ない事態に至った際の対応や係る費用等の分担について、必要に応じて設置者（市）も交えて確認を行うこと。

### (2) 客席の配席（収容率）

- ・来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようにすること。
- ・来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（最前 列席については下段記述参照。）とすることが可能

- ・上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率は国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従うこと。
- ・高齢者が多数来場すると見込まれる公演については、感染リスクや重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討すること。
- ・客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から一定の距離を取ることとし、水平距離で概ね 2m 程度を確保するように努力すること。

### (3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて感染防止に努めること。
- ・公演時の出演者を除き館内ではマスクの常時着用を原則とし、必要に応じて消毒し公演前後の手指消毒を徹底すること。
- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所は、必要に応じて消毒し、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること。
- ・楽屋は密にならないように定員を調整するとともに常時換気を励行すること。なお、必要に応じて二酸化炭素モニター（基準 1000ppm 以下）を活用すること。
- ・舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を行うこと。
- ・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるとともに関係者の健康管理に努めること。なお、主要な関係者については、必要回数 ワクチン接種をすることを推奨する。

### (4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知すること。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件については、事前に告知すること。
- ・来場者側の自己検温だけでなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じること。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や入退場導線の分散、案内人員の配置、またメッセージボード等を使用した呼びかけ等により、一定の距離を確保すること。
- ・入退場時のエレベーター利用は、密にならないよう定員を制限すること。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるように注意喚起すること。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討すること。
- ・都道府県の対応方針等に基づき、公演前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起すること。

## (5) 会場内での感染防止策

### ①接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を適宜行うこと。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置し、入退場時の利用を周知すること。また、不足が生じないように定期的な点検を行うこと。
- ・入場時のチケットもぎりについては、係員は適宜手指消毒を検討すること。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等は、据え置きとし来場者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒すること。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるように周知すること。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）すること。

### ②飛沫感染防止策

公演の内容等によるが、来場者は原則的には、会場内では一方向を向き静座し、公演中は継続的な会話等が想定されないことから、適切なマスク着用をすることにより、一定の感染抑制が可能となる。加えて休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じること。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行い、従わない場合は退場を求める等の措置も検討すること。

#### 【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める等）は控えること。
- ・来場者の案内や誘導に際しては一定の距離を取るとともに、不織布マスクを着用すること。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、換気に注意をしたうえで、アクリル板等の間仕切りの設置を推奨する。

#### 【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・館内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を基本とし、未着用来館者に対しては配布、販売など、個別に注意等を行うことにより着用を徹底すること。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けること。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促すこと。
- ・休憩時間のトイレや飲食カウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、一定の間隔を空けた整列を促すこと。
- ・会場内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されるので極力控えること。

(6) その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・物販に関わる関係者は、不織布マスクの着用に加え、必要に応じて手指消毒を行うこと。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、消毒が行えない場合は貸し出しを控えること。

5. 感染拡大への防止策

当館は、感染者が発生した場合に備えて、速やかに鹿児島市の保健所と連携が図れるよう連絡体制を整えるとともに、発生の際には保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報を速やかに提供する。

公演主催者は、感染が発生した場合は速やかに当館に連絡し、対応を協議すること。

- ・発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱に十分注意する。
- ・当館は、館内で来場者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、換気の良い救護室（一時的隔離）や対応する際の不織布マスクや手袋等の備品を準備しておくこととする。
- ・従事者や公演関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に各都道府県において示されている対応方針にしたがって検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定める。基本は、発熱などの体調不良の場合には出勤や公演参加を控えようとする。その上で、発熱などの症状が出た場合には、かかりつけ医等、身近な医療機関に電話で相談すること。なお、令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部の事務連絡において、同一世帯内以外の事業所等については、濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないこととされていますので、ご注意ください。
- ・感染者発生時の対応についても公表方法や公演実施の基準等を事前に定めておく。

令和4年1月4日一部改訂  
令和4年11月18日一部改訂

以上